

「地震防災対策用資産の課税標準に関する特例措置」（固定資産税） 関連条文四段表

地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則	内閣府告示
附 則 （固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条 略 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）による改正前の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域において、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当	附 則 （固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等） 第十一条 略 6 法附則第十五条第五項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成	附 則 （政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等） 第六条 略 22 政令附則第十条第六項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。	地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十二項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。 一 緊急地震速報受信装置（次のいずれかのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の報知装置（次のいずれかの制御指令信号に基づき、予想される地震動が到達するまでの時間及び震度に関する情報を自動的に報知するものをいう。）を含む。） イ 気象庁が行う気象業務法（昭和二十七年法律第六百六十五号）第二条第四項第二号に規定する地震動（以下「地震動」という。）についての同条第六項に規定する予報（以下「予報」という。）及び同条第七項に規定する警報（以下「警報」という。）を受信する機能並びにその受信した予報及び警報に基づき自動的に制御指令信号を発信して緊急遮断装置その他の機械及び装置の動作を制御する機能を有する装置 ロ 気象庁が提供する気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一百一号）第十条の二第一号イの予報資料（以下「予報資料」という。）を受信する機能、その受信した予報資料に基づき気象業務法施行規則第十条の二第一号ロの計算方法を定める件（平成十九年十一月二十六日気象庁告示第十一号）の計算方法により地震動の到達予想時刻及び予想震度を計算する機能並びにその計算の結果に基づき自動的に制御指令信号を発信

該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。	十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）並びにこれらに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。	
して緊急遮断装置その他の機械及び装置の動作を制御する機能を有する装置 ハ 気象業務法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信する機能及びその受信した予報に基づき自動的に制御指令信号を発信して緊急遮断装置その他の機械及び装置の動作を制御する機能を有する装置 二 緊急遮断装置（前号イ、ロ又はハの制御指令信号に基づき自動的に作動するもので、同号の緊急地震速報受信装置と同時に設置するものに限る。） 三 感震装置（前二号に掲げるものと同時に設置するものに限る。）		